

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、焼津市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

なお、この計画は「誰もが住み続けたい・住んでみたい・行ってみたいと思える、未来につなげる“強くてしなやかな”地域づくり計画（焼津市国土強靭化地域計画）」における推進方針を踏まえたものである。

第1節 計画の構成

地域防災計画は、次の編から構成する。

各編の名称	記載 内 容
1 共 通 対 策 編	各編(2～6編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興対策
2 地 震 対 策 編	平常時対策、地震防災施設緊急整備計画、南海トラフ地震臨時情報への対応、災害応急対策、復旧・復興対策、地震防災応急対策（別紙）
3 津 波 対 策 編	平常時対策、災害応急対策
4 風 水 害 対 策 編	災害予防計画、災害応急対策計画
5 大 火 災 対 策 編	大火災対策計画、大爆発対策計画
6 原 子 力 災 害 対 策 編	原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、大規模地震対策、原子力災害中長期対策
7 資 料 編	各編に付属する各種資料

1 焼津市地域防災計画と静岡県地域防災計画との関係

災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）では、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、焼津市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

2 焼津市地域防災計画と防災業務計画との関係

焼津市地域防災計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつできるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて焼津市の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 焼津市

処理すべき事務又は業務	
(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置	

2 消防機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
志太広域事務組合志太消防本部 (以下「志太消防本部」という。)	(1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること。 (2) 救助及び救急体制の整備に関すること。 (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 (4) 消防知識の啓発、普及に関すること。 (5) 火災発生時の消火活動に関すること。 (6) 水防活動の協力、救援に関すること。 (7) 被災者の救助、救援に関すること。 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (9) 市、関係機関との連絡調整に関すること。

※ 平成25年3月31日 消防広域化に伴う組織統合

3 静岡県

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
静岡県	(1) 静岡県地域防災計画（以下、「県地域防災計画」という。）に掲げられている掌握事務 (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

4 静岡県警察（焼津警察署）

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
静岡県警察（焼津警察署）	(1) 災害時における住民の避難指示、誘導及び救助 (2) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務について協力するものとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに障害が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (6) 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(1) 災害における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	(1) 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 (2) 事業場等の被災状況の把握 (3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 (4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害における関係機関、団体の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること (2) 応急用食料・物資の支援に関すること (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること (6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること (9) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること (10) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること (11) 被害農業者に対する金融対策に関すること
経済産業省 関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所)	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の項目を行うよう努める。 (1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (2) 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う

機 関 名	処理すべき事務又は業務
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所)	<p>被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>(3) 応急・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置 オ 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う)
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	<p>(1) 所管事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>(3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>(4) 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む)に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>(5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>(6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>(11) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する災害関連情報の利活用を図る。</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>(4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に係る情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 异常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</p> <p>(4) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>(5) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>(6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ウ 港湾の状況等の調査研究</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 イ 船艇、航空機等を活用した情報収集 ウ 活動体制の確立 エ 船艇、航空機等による海難救助等 オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 キ 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 ケ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 サ 海上における治安の維持 シ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>(3) 災害復旧・復興対策</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	<p>(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社 (焼津郵便局)	(1) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社静岡県支部	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会（静岡放送局）	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	(1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道防災施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 災害時における応急救護活動 (5) 応急復旧用資材等の確保 (6) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 (7) 被災施設の調査及び早急復旧
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、 株式会社 NTT ドコモ東海支社 (静岡支店)	(1) 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策 (2) 公衆電気通信の特別取扱い (3) 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社静岡支店） (4) 防災関係機関の重要通信の優先確保 (5) 被害施設の早期復旧 (6) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社、 アストモスエネルギー株式会社、 株式会社ジャパンガスエナジー、 ENEOS グローブ株式会社、 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所へ LP ガスの配達

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本通運株式会社（焼津支店）、 福山通運株式会社（焼津支店）、 佐川急便株式会社（大井川営業所）、 ヤマト運輸株式会社 (大井川センター)、 西濃運輸株式会社（藤枝支店）	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 (2) 災害時の応急輸送対策
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド株式会社 (藤枝営業所)	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 (3) 災害時における電力供給の確保 (4) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報 (5) 被災施設の調査及び復旧
KDDI 株式会社（静岡支店）、 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会 中部支部、 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂、 イオン株式会社、 ユニー株式会社、 株式会社セブン・イレブン・ジャパン、 株式会社ローソン、 株式会社ファミリーマート、 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土地改良区（大井川土地改良区）	(1) 土地改良施設の防災計画 (2) 農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断） (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 (4) 消防機関が行う消火活動への協力
東海ガス株式会社	(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 二次災害の発生防止のための緊急遮断 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 (4) 必要に応じて代替燃料の供給 (5) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県 L P ガス協会 (藤枝地区会)	(1) ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 (2) 被災施設の調査及び復旧 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (4) 必要に応じた代替燃料の供給の協力

一般社団法人静岡県トラック協会 (中部分室)、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会 (志太榛原支部焼津地区)	(1) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会、 一般社団法人静岡県歯科医師会、 公益社団法人静岡県薬剤師会、 公益社団法人静岡県看護協会、 公益社団法人静岡県病院協会	(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） (3) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（以下、本計画において、「要配慮者」という。）等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	(1) 緊急事態を想定した訓練の実施 (2) 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 (3) 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 (4) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 (5) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時に応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
焼津市消防団	(1) 災害予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 (3) 予警報の伝達 (4) その他の災害現場の応急作業
焼津市大井川左岸水防団	(1) 災害予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 (3) 予警報の伝達 (4) その他の災害現場の応急作業
一般社団法人焼津市医師会、 一般社団法人志太医師会、 焼津市薬剤師会、 一般社団法人藤枝薬剤師会	(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案（焼津市薬剤師会、一般社団法人藤枝薬剤師会を除く。）
一般社団法人焼津市歯科医師会	(1) 検視時の協力 (2) 医療救護施設等における医療救護活動の実施

機 関 名	処理すべき事務又は業務
焼津商工会議所、 大井川商工会	(1) 焼津市が行う商工業関係の被害調査についての協力 (2) 災害時における物価安定についての協力 (3) 救済用物資、復旧資機材等の確保についての協力
大井川農業協同組合	(1) 農産物の被害調査についての協力 (2) 災害時における農産物の確保 (3) 農産物等の災害応急対策についての指導
焼津漁業協同組合、 小川漁業協同組合、 大井川港漁業協同組合	(1) 水産物の被害調査についての協力 (2) 災害時における水産物の確保 (3) 水産物等の災害応急対策についての指導
焼津市建設工業会、 大井川建設業協会	災害時における応急復旧対策についての協力
焼津市自主防災組織	(1) 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 (2) 住民に対する情報の連絡、収受 (3) 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 (4) 災害者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
静岡県漁業無線協同組合	(1) 漁業無線による地震予知情報等の伝達 (2) 漁船の避難状況等に関する情報の収集、報告
防災上重要な施設の管理者	(1) 所管に係る施設についての防火管理 (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施 (3) 当該施設に係る災害復旧

9 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動

第3節 市の自然的条件

1 位置及び境域

焼津市は、東京から西へ193km、名古屋から東へ173km、京浜・中京のほぼ中間の位置で静岡県の中央部にある。

東に駿河湾を臨み、西は藤枝市と島田市、南は大井川を挟んで吉田町と接し、北は高草山(501m)、花沢山(449m)などの丘陵部を境に静岡市と藤枝市に接している。

位置

北緯	34度52分01秒
東経	138度19分23秒

面積・人口等

面 積	人 口	人口密度	世帯数
70. 31 km ²	137, 218人	約1, 952人/km ²	59, 481世帯

人口、世帯数は令和4年11月末現在の住民基本台帳（外国人住民を含む）による。

境域

東	駿河湾	南	大井川
西	藤枝市・島田市	北	静岡市・藤枝市

2 地形の特徴

本市の地形は、概ね、山地と低地とに区分される。北部の山地は、標高 501mの高草山を頂点とする急峻な地形である。高草山の東は日本坂、大崩と稜線が連なり、断崖となって海と接している。

市域のほとんどを占める低地は、志太平野の一部にあたる。瀬戸川以南の低地は、大井川によって形成された扇状地の末端部にあたる。この低地の標高は小柳津が6m、市街地が 3.5 mで、海岸に向かって約2%の傾斜となっている。

3 地質の概要

瀬戸川以北の低地は、かつては、内湾となっていたところで、標高が低い湿地性の土地である。市街地がある海岸に沿った地域には、幅数 100mの範囲で列状に砂州がみられる。山地の地質は、高草山層群と呼ばれ、第三紀の火山活動によって噴出した玄武岩・安山岩や石英安山岩からなっている。

瀬戸川以南の地質は、大井川によって運ばれた礫・砂からなる。市街地でのボーリングによればその厚さは約 160mとなっている。瀬戸川以北の低地は、主として後背低地性の泥層からなる。これは、かつての内湾に瀬戸川・朝比奈川によって運搬された泥がたい積したものである。この泥層の厚さは約 50m以上に達している。海岸に沿った砂州は、海浜砂からなり、沖積層の表層部を占めている。

4 気候

本市の気候は、太平洋型の気候区分に属し、駿河湾沿岸地域特有のおだやかな気候を示している。

気温は、年平均気温が 15℃～16℃で、夏季の平均気温が約 27℃、冬季では5℃～10℃である。

降水量は、年平均 1,500mm 前後で、6月の梅雨季や9月の台風季が多雨となっている。ほとんどが降雨であり、降雪はほとんどみられない。

風は、夏季は南西風が卓越し、冬季は西風がやや強くなる。春秋には「ならい」と呼ばれる北東の風が吹くことがある。

天気は一年を通じて晴れの日が多く、一年の5割弱は晴れ、4割は曇り、1割強が雨である。特に冬季は晴れの日が多くなっている。

第4節 市の社会的条件

本市の人口は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて著しい増加をみせている。これは、市街地周辺部の小川地区、石津地区等で宅地開発が行われたことによる。人口増加率は昭和 45 年から昭和 50 年が 13.7%、昭和 50 年から昭和 55 年が 10.9% となっている。しかし、近年では、昭和 60 年から平成 2 年が 3.3% と、人口の増加は沈静化している。

また、平成20年11月1日に大井川町と合併し、人口、世帯数ともに政令市と富士市、沼津市、磐田市、藤枝に次ぐ県下で7番目の規模となる。人口密度では県下23市中1番目で、全市町中でも清水町に次ぐ2番目となる。

近年の一般的な人口構成からみると、幼年人口が減少し高齢者人口が増加する傾向にあり、焼津市もその例外ではない。

本市は、遠洋漁業、水産加工業を基盤に発展し、水産都市として全国にも知られている。

主要道路は、国道150号線及び東名高速道路が南北に走り、鉄道は、東海道本線が通っている。玄関口として「東名高速焼津IC」「大井川焼津藤枝スマートIC」「JR焼津駅」「JR西焼津駅」がある。

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第5節 予想される災害と地域

1 風水害

本市で発生した風水害のほとんどは、6月から7月の梅雨前線及び8月から10月の台風によるものであり、過去においては、昭和49年7月7日の豪雨、昭和57年9月12日の台風、平成16年6月30日の豪雨や令和元年10月12日の台風では市内に被害が発生している。そして近年の気候変動に伴い、大雨や短時間強雨の増加等により、未改修の中小河川や河口付近など局地的地域での水害が発生する傾向にある。

近年の河川・水路改修の進捗により、水害の発生は以前に比べて低下傾向にあるが、市内のほとんどの河川は勾配が緩やかで最下流部に位置し、潮位の影響を受けやすい感潮河川となっていることから、排水不良による内水氾濫が発生する可能性を有している。また、市街化による都市型水害等の新たな災害が発生する可能性を有している。

なお、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、改修済みの河川であっても災害が発生する可能性があるものとして、想定を超える大雨への備えが必要である。

(資料編(風水害対策) 1-1)

地 域	特 徴
北部地区 (東益津、 大村)	<p>東益津地区の国道150号より海側については、低地になっており、瀬戸川が感潮河川で天井川となっているため、排水しにくく、内水氾濫の危険性を有する。</p> <p>東益津地区の国道150号より山側については、山地域の雨水が集中し、未改修である高草川から溢水し、浸水する危険性を有する。</p> <p>なお、当該地区においては、「石脇川・高草川流域総合的治水対策アクションプラン」に基づき、河川改修や遊水地などの実施により、治水安全度の向上が図られてきている。</p> <p>また、大村地区の朝比奈川と瀬戸川に挟まれた箇所は、土地区画整理事業による地盤の嵩上げや河川改修の結果、浸水の危険性は低くなっている。</p>
中部地区 (焼津、小川、 豊田)	<p>焼津地区、小川地区の国道150号より海側については、都市下水路等の整備により治水安全度は向上しているものの、潮位の影響による排水不良により、浸水する危険性を有する。</p> <p>豊田地区については、市街化が進み、保水能力が低下していることから、都市型水害等が発生する可能性を有する。</p> <p>なお、当該地区においては、「小石川・黒石川流域総合的治水対策アクションプラン」に基づく対策の実施により、治水安全度の向上が図られてきている。</p>
南部地区 (港、和田、 大富)	<p>港、和田地区においては、柄山川、木屋川が感潮河川であることから、潮位の影響による排水不良により、浸水する危険性を有する。</p> <p>なお、「志太地域流域治水協議会」が設立され、「流域治水プロジェクト」や「水災害対策プラン」が策定されることから、今後、事業の実施により、治水安全度の向上が見込まれる。</p>

大井川地区	大井川地区は、水田が広範囲に分布し保水能力を有しているが、未改修の中小河川があることから、梅雨前線及び台風のもたらす大雨により、中小河川の氾濫の危険性を有する。なお、「志太田中川水系河川整備計画」が策定されたことから、今後、事業の実施により、治水安全度の向上が見込まれる。
-------	--

2 高潮、高波

本市は、駿河湾に面し、15.5kmの海岸線を有していることから、台風、低気圧等による高潮、高波の影響を受けやすいため、沿岸部においては、浸水等の被害が懸念される。

また、河川の下流部についても、高潮の影響を受けやすいため、浸水等の被害が懸念される。

3 地震、津波

本市を含む東海地方は、全国でも最も地震活動の活発な地域であり、過去において多くの地震が発生し被害を及ぼしている。過去に発生した被害地震としては、安政東海地震（1854）、東南海地震（1944）が有名である。また、1965年の焼津市を震源とする直下型地震も発生している。また、近年では2009年に駿河湾を震源とする地震（M6.5）が発生し、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化判定会委員打ち合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘されており、駿河湾を震源とする東海地震の発生及び地震発生に伴う津波による浸水被害が懸念されている。過去の地震は、現在と比べて社会環境に大きな差異があり、今後の地震被害は大きなものになると予測される。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、本市では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪1万人を超える死者数の発生が想定されている。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「南海トラフ地震等」という。

4 土石流、地すべり、がけ崩れ

市北部の山間部は、急峻な地形となっており、土石流、がけ崩れ、地すべり等の危険性を有している。この地域には、砂防指定地が13箇所、地すべり防止区域が2箇所（国土交通省所管及び農林水産省所管）、地すべり危険地区が1箇所（農林水産省所管）、急傾斜地崩壊危険区域が29箇所及び土砂災害警戒区域が90箇所指定されており、大雨、地震等への十分な警戒が必要である。

5 火災、爆発

中心市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合及び小規模敷地の連たん等の地区がみられる。

また、近年、大規模小売店舗、ホテル、雑居ビル等不特定多数の者が滞留する建築物が増加し、同時にそれ

らの建築物の高層化、大規模化が進んでいる。

このような地区では、出火の危険性が高く、いったん出火すると延焼の危険性があり、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる恐れがあるため十分な配慮が必要である。また、石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設の防災対策についても十分配慮しておく必要がある。

6 事故

市内には関東、関西を結ぶ東名高速道路、東海道本線及び新幹線等の交通網が走り、交通量が多いことから十分な配慮が必要である。特にトンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすく、昭和54年の東名日本坂トンネルの火災事例を踏まえ、特段の防災体制の整備が必要である。

7 原子力災害

「原子力災害」については、御前崎市に中部電力株式会社浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を、御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森町、磐田市的一部地域としている（詳細は「県地域防災計画（原子力災害対策編）」参照）。

8 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。また、海溝型巨大地震前後に連続して災害が発生する場合も想定しておく必要がある。